

# 農用林政策と農家の燃料問題 (要旨)

九大 堀谷 勉

1. 農用林問題の展開 林業の分化、林業技術の集約化は必然的に、農山村に於ける自給生産を主目的とする、所謂農村林業というカテゴリーを明確化しようとする。農村林業の対象となる林地の大部分は農用林である。この農用林に対して従来は特に農業部面から、開拓地に於ける附帯林等の問題、農地調整法第14條による林野の使用取扱足の問題等が起つた。

2. 農用林政策と基礎資料 この農用林政策が確立されるべきだが、その基礎となる資料は甚だ乏しい。農用林野用途の実態は手近に在りながら、その量的把握は勿論質的にも充分闡明されていない。「農用林の適正規程」として、経営規模中農の農家で林野1町歩を要するという数字とし、600万農家に対して農用林として600万町歩の林野を要するという結論を出したら如何、程には猶大いに疑問がある。

3. 燃料の消費 農家が農用林に期待する産物の中燃料が量の面で木屑の次でも最も重要である。これは産地の差による消費量の違いが必ずしも顕著でない。燃料という消費財はその差が極端に多くなるまで放漫に、乏しき場合は極度に切詰めて消費される性質を持つ。

4. 産地異なる燃料消費実態調査 九大林政学教室は今度福岡県八女郡矢部川流域の三ヶ町村に、農用林の基礎資料収集の意味で、農山村燃料消費実態調査を実施した。最上流水源地の山村矢部村は下流一の林業村で用材林業の発達が村内燃料を十分賄い特に農用林の存在を必要としない。約四里下流の黒木町の山村は最も農用林的色彩が濃く、農家に薪、粗朶、燃料を供給する。又四里半下流の水田村は水田地で農作物の莖稈、根、溝辺の柳、芦などが主な燃料になる。従ってこの三町村は、燃料生活に於て質的にも量的にも大差があるが夫々一定の安定状態を得ている。今三町村の標準的農家一戸当りの消費燃料を燃熱量(キロカロリー)で比較すると、矢部村〔4914万〕、黒木町〔1660万〕、水田村〔1039万〕となる。

(本調査研究は文部省科学試験研究費による) (昭25.11.6)

## 造林補助金政策の意義と性格に就て

九州大学 黒田迪夫

Ⅰ. 造林不採は一般に造林者が造林——育成林業を経済的価値獲得の手段としては不利なものと考え、その見持からそれと選択関係にある他の一種有利な仕事に労力及び生産手段等を転している事に原因している。従つてこの造林不採問題に対処するには現実の政策としてはこの方向がありう

るであろう。即ちその一は放任政策であつて、木材資源の不足 → 供給の減少 → 価格の騰貴という経済秩序自体の自動的均衡回復のメカニズムを経て造林事業（林業再生産）が有利となることを期待するものであり、他は積極的に造林目的の達成を図る政策を取るというやり方である。

II. しかしながら一般に近代国家の多くは種々な理由から造林に積極的な意義を認め、政策的に後者の途を取っている。その最も代表的な一は造林補助金政策というやり方である。即ちそれは周知のように造林者に補助金を交付してやる事によつて、その造林意欲を刺激し、自発的に造林せしめる方法である。この政策は我國を始め、英米等の諸國に於て可成り広く行われているが、その利点は次のようなところに存するものと考えられる。即ち、

- (1) 造林という一般に好まれない仕事に補助金を与えることによつて自発的に造林させる — 即ち好ましい仕事として造林が行われる。
- (2) 山林所有者はその主体が同一の場合が普通であるから、原則としては所有者の意志が尊重され、所有権への干渉による摩擦という問題が起らない。

それ故造林補助金政策は造林政策としては極めて好都合な方策のように見えるが、しかし、他方にてこの政策が具現する政策効果（手段 → 目的の關係に於ける）には一定の限界が存している事を注意すべきであらう。即ちそれは補助金の支出に対する限界及び制約であつて、この補助金の支出に際し他の諸々の国家政策のための国庫支出と競合の關係に立つているから、その支出額は当然限定される。しかも実際には更に國家資金の効率的運営という面から検討されると、造林事業のようなその効果の大部分が極めて遠い将来にかけられているものは屢々その獲得に於いて不利な立場に置かれがちである。従つてこれらの制約を受けた補助金額によつてすべての造林者を引付ける保証も亦困難となると云わねばならぬ。實際現実にそれが効果を実現し得るのはその補助金の額で反応を示すクルースの造林者のみに限られるであらう。

## 育林技術を制約する條件（要約）

九 大 倉 沢 博

(一)

育林技術といつてもその内容はかなり複雑であらう。今これを育林生産行程（一定の大きさに達した立木の生産）に於て生産手段が合理的經濟性の原則に従つて結合される体系と解する。元來育林技術の内容は大きく二つに分けられる。一つは生産対象たる林木の生活能そのものを選択或は改変する技術、他の一つは林木の生活能は与件として、林木の環境を改変することにより林木生活能の働きを促進せしむる技術である。ここで育林技術というの以後者即ち環境形成技術を指すことにする。然るときこれを制約する條件は何か。

(1) 外在的條件 林木が自然の状態に於ても或る程度の生育は可能 あるため天然林